

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	放棄温室を活用した農業者による太陽光発電事業	
<b>要望事項 (事項名)</b>	太陽光発電システムの設置に伴う農地転用の規制	<b>都道府県</b>	岡山県	
	緩和	<b>提案事項管理番号</b>	1009010	
<b>提案主体名</b>	個人			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>利用放棄温室の屋根に温室所有者(＝農業者)が太陽光発電システムを設置した場合の農地転用の規制をなくす。(引続き農地とみなす)</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>低炭素社会の実現に向けた取組みは多くありますが、技術指向での実現と同時に、現存するが活用されていない資産を転用することで大規模かつ低コストに低炭素社会を実現する試みも現実的な選択である。</p> <p>岡山県はこれまで果樹栽培が盛んで桃やマスクットなどの高級果樹に特化することで他地域との差別化に成功していた。特にマスクットは温室栽培で岡山の特産品とされてきたが、食べやすさ、甘さなどで昨今の市場ニーズに適合できていないうえ栽培農家の高齢化もあり利用放棄された温室が岡山県南に多数出現している。年間の日射量が国内屈指である“晴れの国岡山”で、放棄された温室を活用し地域を活性化と低炭素社会の実現を目指したい。</p> <p>温室は日当たりが良く、栽培・出荷作業に合わせ進入路、水・電気などの設備も整っている場合が多い。また、放棄された温室は耐震、水漏れといった住宅に必要な条件を満たす必要もない。こうした立地において、僅かな補強で重い太陽光発電システムを載せることが可能となり、低コストを実現できる。</p> <p>農業者が設置するには資金手当てが必要となるが、補助金の活用と自己資金で賄い、自家消費分で電力会社への支払を減額するとともに、余剰電力を電力会社へ売電することで投資金額の回収が可能と考える。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	農住組合設立期限延長と土地区画整理事業の手段 の緩和。	都道府県	沖縄県
		提案事項管理番号	1019010
提案主体名	宜野湾市		

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 国土交通省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている設立期限の延長と、農住組合法第8条第3項の規定の緩和。(組合は、第1項の規定により適用される土地区画整理法第4条第1項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第86条の第1項の換地計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員全員の合意によらなければならない。とする組合員全員の合意の緩和)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大山地区田いも栽培地区は、宜野湾市の西海岸地区に位置しており、昭和43年に土地区画整理事業が都市計画決定されたものの、その大部分が農地のまま宜野湾市大山田いもの名産地として現在に至っている地区であり、その間普天間飛行場の返還合意がなされたことや、土地区画整理事業区域を分割し、一部開始する案を検討したが、合意形成までに至っていません。市は、平成20年度に「宜野湾市大山田いも栽培地区振興基本計画」を策定し、農住組合による土地区画整理事業による事業展開を図り、都市型農水産業を目指して、地権者の意向を踏まえ約15haを保全面積確保し「田いも生産ゾーン」とし、将来的にも農地として確保できる生産緑地地区の指定を検討しています。この地区は区画整理区域(約49ha)の内、田いも栽培地区が約36ha、地権者が約300名(共有名義者は含まず)を超えるため、地権者準備組織の設立や土地利用計画書による地権者への意向調査等を実施し、農住組合土地区画整理事業の合意形成を図り、平成23年5月までに組合設立を目指しておりますが、大山地区は面積の広さ・地権者の数等課題が多く、現行法での要件や手段の緩和を要望します。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	データセンター集積プロジェクト	
要望事項 (事項名)	国有林野に設置した風力発電による電力の売電に 関わる規制の緩和	都道府県	青森県	青森県
提案主体名	青森県	提案事項管理番号	1021010	

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>特区地域内に立地するデータセンターに限っては、国有林野に設置した風力発電の売電を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>青森県は、データセンターの立地に適した冷涼な気候、広大な用地、風力発電・原子力による電力の安定供給可能であることなど国内有数のデータセンター立地の好適地である。</p> <p>特にデータセンターに対して世界初の蓄電池併設型風力発電施設からのグリーン電力を直接直流送電することができれば、大幅な環境負荷の低減やコスト削減が可能となる。</p> <p>しかしながら、国有林野に設置した風力発電は、一般電気事業者以外に売電できないという規制があることから、データセンター立地に貢献することができない状況にある。</p> <p>よって、データセンター立地に係る他の規制と併せて包括的な規制緩和を実施することにより、データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	都道府県	兵庫県	
提案主体名		提案事項管理番号	1030060	

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。</p> <p>平成21年の農地法改正では、国から地方への権限委譲は全く盛り込まれず、さらに当分の間と定められた附則第2項の農林水産大臣に対する協議条項の見直しも行われなかった。</p> <p>改正農地法附則第19条第4項では、改正農地法施行後5年を目途として、許可に関する事務の実施主体の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、昨年12月に施行されたばかりの現時点で提案を受け入れることは困難とのことであるが、改正部分について5年後に検討を行うのであればともかく、改正されなかった部分についても5年の検討期間をおく必要性はないと考えられる。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の認可		都道府県	愛媛県
			提案事項管理番号	1039010
提案主体名	今治市、愛媛県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することにより、今後成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>口蹄疫問題で全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、国が目指す健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられるが、先般公表された新成長戦略には獣医師養成の在り方が示されなかった。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生を図るため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせて四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、文部科学省で検討中の新たなカリキュラムを導入して、新興の動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	「農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内土地を農用地区域から除外するために行う変更(以下「農用地区域の変更」という。)要件の緩和	<b>都道府県</b>	兵庫県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1046010	
<b>提案主体名</b>	三木市			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地区域の変更の4つの要件のうち、1号の「当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、1筆ごとに規制する方式から、「ゾーニング規制」の方式を基本とする制度への転換を図るため、「地域活性化を目的とする計画」を含めることとする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>別所ふれあい地区構想は、計画の具体性、実効性を確保するため、米国オレゴン州ポートランドの「メトロ」をモデルとし、日本における初のゾーニング規制による土地利用を展開し、「農業的土地利用」と「非農業的土地利用」を定め、次の3つのコンセプトに基づく土地利用を展開する。</p> <p>①農業の6次産業化(アグリライフ・エリア) 農産物の生産に加え、そば、玉子など付加価値をつける加工施設の創造、販売流通による現金収入の増加</p> <p>②ニューエネルギーによる環境創造(アメニティライフ・エリア) 三木鉄道線路跡地を活用した「移動式帆船型風力発電」、「菜園付き木造住宅団地」開発による定住人口の増加</p> <p>③働く場、にぎわいづくり(アクティブライフ・エリア) 高速道路無料化を視野に入れ、大都市近郊、主要交通網要衝という立地条件を活かし、農業・園芸・ガーデニングを支援するホームセンター等の商業施設の誘致やバイオ燃料・酒造・食品工場などの農業循環型工場の誘致による雇用の増加</p> <p>提案理由： 三木市は平成の合併により東の玄関である吉川町との合併後、東西が15kmから22kmへと広がり細長い市域となり、今後のまちの活性化のためには、都市機能の中央部への「集中化」から東部・中央部・西部の「分散化」への転換が喫緊の課題となっている。そのような中、今から2年前に三木鉄道が廃線となったのを契機とし、地元別所地域の住民が中心となった自治組織が発足し、三木市の「西の玄関口構想(ウエストエントランス・ストーリー)」を展開し、「別所ふれあい地区構想」による土地利用を定め、もって農村地域の元気力の創造に資するものである。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	見附市 SmartWellnessCity 構築プロジェクト	
要望事項 (事項名)	農振農用地の土地利用の緩和		都道府県	新潟県
			提案事項管理番号	1047060
提案主体名	見附市			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>地方都市を活力あるまちとするため、まちづくりに多大な影響をおよぼす、農地転用および農振除外について、特区によりるエリア内では、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、農地転用および農振除外ができるように該当事務の弾力的な運用を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>【実施内容】</p> <p>特区のエリア内では、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、農地転用および農振除外ができるように該当事務の弾力的な運用を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>食糧の安定供給を図るための生産基盤である農地については農地法で転用規制を強化しており、併せて農振法では、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域からの除外を行うことはできないよう、農振農用地における土地利用が厳格化されている。</p> <p>見附市の人口減少状況を分析すると大卒時に U ターンできず首都圏へ流出している状況が読み取れる。現在、製造業関係は県営産業団地の進出率が74%となっていることから、理系大卒者の雇用先は確保されつつある。今後は、人口流出抑止効果の高い商業関係施設を誘致して、地元出身の短大・女子大・文系大卒者の雇用機会の創出を図るとともに、地域経済の活性化及び居住環境の向上や圏域における利便性の向上を図ることで、人口流入の動機付けを行なう。また、首都圏から人が呼び込めるように「新潟ならではの」のゆったりとした快適な住宅施策が展開できるように支援する。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	公共牧野への新エネルギー施設建設に係る農地転	<b>都道府県</b>	北海道	
	用の許可	<b>提案事項管理番号</b>	1049010	
<b>提案主体名</b>	上ノ国町			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>公共牧野で電気事業法に基づく卸電気事業者が100%出資する卸供給事業者が新エネルギー施設を建設する場合、卸電気事業者と同様に第1種農地でも農地転用の許可を可能としてほしい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>長年日本海沿岸の住民を苦しめてきた「たば風」「やませ」を利用し、地域資源によるエネルギー生産を目指す。</p> <p>現在、電気事業法に基づく卸電気事業者が風力発電事業を進めておりますが、事業を進める会社については卸電気事業者が100%出資する別会社となるため第1種農地での農地転用は出来ない。</p> <p>そこで、卸電気事業者が100%出資する卸供給事業者が新エネルギー施設を建設する場合、第1種農地でも農地転用の許可を可能としてほしい。</p> <p>&lt;効果&gt;1種農地の場合は風力量が数%増加し、設置経費が約5分の1に減少する</p>



10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト	
要望事項 (事項名)	農地転用の規制緩和による低炭素化に繋がる事業 を行う企業等の誘致支援	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1052070	
提案主体名	トヨタ自動車株式会社			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>○低炭素化に繋がる事業等を行う、「企業及びNPO等の事業所、工場の設置」、「それら企業等の役員、従業員、職員の住宅の設置」にあたり、農地転用が届出ですむような規制緩和により、低炭素化に繋がる企業等の誘致支援を行い、また同産業等の育成の拠点化を図りたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○現在の農地法では、例えば第2種及び第3種農地において、農地転用を行う際は許可制となっている。</p> <p>○低炭素化に繋がる事業等を行う、「企業及びNPO等の事業所、工場の設置」、「それら企業等の役員、従業員、職員の住宅の設置」にあたり、農地転用が届出ですむような規制緩和により、低炭素化に繋がる企業等の誘致支援を行い、また同産業等の育成の拠点化を図りたい。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト	
要望事項 (事項名)	農地転用の規制緩和による再生可能エネルギー関 連設備の設置支援		都道府県	愛知県
			提案事項管理番号	1052080
提案主体名	トヨタ自動車株式会社			

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>○低炭素化に繋がる再生可能エネルギー関連設備(発電設備等)の設置にあたり、農地転用が届出ですむような規制緩和により、低炭素化につながる事業の展開を図りたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○現在の農地法では、例えば第2種及び第3種農地において、農地転用を行う際は許可制となっている。</p> <p>○低炭素化に繋がる再生可能エネルギー関連設備(発電設備等)の設置にあたり、農地転用が届出ですむような規制緩和により、低炭素化につながる事業の展開を図りたい。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	競馬場入場料無料の緩和	<b>都道府県</b>	北海道
		<b>提案事項管理番号</b>	1062010
<b>提案主体名</b>	帯広市		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>競馬場へ入場するには入場料を徴収することが競馬法で規定されており、入場料を徴収しない場合は農林水産大臣の承認を要する。</p> <p>帯広市の観光資源の一つとして、世界唯一の競馬場に気軽に入場できるようにするため、帯広市の裁量において、入場料を徴収しないことができるよう、承認制から届出制に改める。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>競馬場を通年入場無料にすることで、世界で唯一帯広市でしか行われていない「ばんえい競馬」をより身近なものとし、帯広市の観光拠点施設に位置づける。</p> <p>帯広競馬場では、開拓期に活躍した重種馬の末裔たちが砂深い直線コースで鉄ソリを引いてゴールを目指す、独特な形態の競馬を開催している。これを観光拠点とするため、競馬場敷地内に十勝の名産品や飲食を提供する複合施設「とかちむら」がオープン予定であり、競馬場を通年入場無料にすることで、複合施設を訪れる人々が北海道遺産にも認定されている馬文化(ばん馬)を間近に見られる競馬場内へより往来しやすくなる。また、全世界でも帯広市でしか行われていない「ばんえい競馬」が観戦できる競馬場へより多くの人々が来場しやすい環境になる。同時に、十勝の特産品を扱う施設との相乗効果を最大限活用することができる。そしてこれらにより観光客滞留が期待でき、ひいては帯広市全体の活性化につながり、また入場料を徴収する整理員人件費が不用となるためコストの削減にもつながる。</p> <p>提案理由:とかちむらは入場料を要さない競馬場駐車場敷地にあり、隣接する競馬場に入るには、競馬法に基づき入場料徴収を要するため、とかちむらを訪れる人々が競馬場内に流入しづらくなる要因となっている。本特例措置により、約13万人の大幅な来場者増が見込める。</p> <p>代替措置:帯広競馬場は年間20万人の来場者があり、場内の秩序維持対策として場内整理員及び警備員が常時巡回し、監視カメラ等で不審者の監視及び未成年が馬券を購入することができないよう取り組んでいることから、入場料を徴収しなくとも秩序の維持が図れると考える。</p>

## 10 農林水産省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	小水力発電実施の際の水路および水の利用条件の	<b>都道府県</b>	富山県	
	改革	<b>提案事項管理番号</b>	1067020	
<b>提案主体名</b>	富山県小水力利用推進協議会			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	農林水産省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	小水力発電における水路の使用料は不要とし、水の使用については、利用水量に応じた従量課金方式にする。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>現在、農業用水路等に小水力発電装置を設置する際、複雑な計算式による水路施設および水の使用料を請求されることとなります。しかし、小水力発電においては水を消費すること無く単に位置エネルギーを利用するに過ぎず、また設置により水路等にダメージを与える可能性も比較的小さいと考えられます。このような装置の設置に際して、水および水路の建設・保全等に関わる費用の負担も求められる現行制度では小水力発電のインセンティブと考えられている安価で手軽な電力供給源としてのポテンシャルを十分に活かすことが出来ません。小水力発電の発電量等から算出される水の使用量に応じた従量課金方式など、より柔軟な利用条件の明示を行うことで、小水力発電の可能性を十分に引き出せるものと考えます。</p>